2　第五十九条第二項及び第三項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第一項」と読み替えるものとする。

第三十一条及び第三十二条を削る。

第三十条第二号中「第二十六条第一号」を「第六十四条第一号」に改め、同条第三号中「第二十六条第二号イ」を「第六十四条第二号イ」に改め、同条を第六十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

**第六十八条**　第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定は、フロン類破壊業者について準用する。この場合において、第五十四条第一項第五号及び第六号中「の再生」とあるのは「の破壊」と、同条第二項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十三条第一項」と、第五十六条中「第五十条第二項第一号」とあるのは「第六十三条第二項第一号」と、第五十七条中「第五十条」とあるのは「第六十三条」と読み替えるものとする。

第二十九条を削る。

第二十八条第一項中「第二十五条第二項第三号」を「第六十三条第二項第三号」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第六十四条」に改め、同条第三項中「第二十五条第二項第一号」を「第六十三条第二項第一号」に改め、同条を第六十六条とする。

第二十七条第一項中「第二十五条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第二十六条第二号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号ニ中「前条第一項の許可を受けた者（以下「フロン類破壊業者」という。）」を「フロン類破壊業者」に、「第三十条」を「第六十七条」に改め、同号ホ中「第三十条」を「第六十七条」に改め、同条を第六十四条とする。

第二十五条第一項中「特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として」を「フロン類破壊業を」に改め、同条を第六十三条とする。

第二十四条第五項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「規定する」の下に「**充塡**の委託」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に改め、「当該」の下に「**充塡**の委託」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充**塡**回収業者」に、「第二十条第二項」を「第三十七条第三項に規定するフロン類の充**塡**に関する基準若しくは第四十四条第二項」に、「第二十一条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者が第二十条の二第一項」を「第一種フロン類充**塡**回収業者が第四十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十九条の三」を「第四十三条」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

都道府県知事は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充**塡**回収業者が第三十七条第二項若しくは第四項又は第三十九条第二項若しくは第六項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2　都道府県知事は、第一種フロン類充**塡**回収業者が第三十八条第一項又は第四十条第一項の規定による登録をする場合において、これらの規定を遵守していないと認めるときは、当該第一種フロン類充**塡**回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第二十四条を第四十九条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

**第三節**　第一種特定製品から回収されるフロン類の再生

（第一種フロン類再生業者の許可）

**第五十条**　第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充**塡**回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2　前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　再生をしようとするフロン類の種類

四　第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力

五　第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

六　その他主務省令で定める事項

（許可の基準）

**第五十一条**　主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ　第五十五条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

ニ　第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

ホ　第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

（許可の更新）

**第五十二条**　第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第五十条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の許可等）

**第五十三条**　第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。

3　第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。